

迅速に実務を行うための28の書式例を掲載。 新法による正しい遺言内容実現のための一冊！



遺言執行者の 職務と遺言執行の要否 改正法を踏まえた実務詳解

弁護士、元東京家庭裁判所部総括判事 片岡 武 著

2021年10月刊 A5判 348頁 定価3,960円(本体3,600円) 978-4-8178-4748-5 商品番号:40864 略号:遺執要否

- 遺言類型毎に遺言執行者の職務及び執行の要否について詳細に解説した一冊。
- シリーズを踏襲した①実務運用の解説→②設例解説→③裁判例紹介の内容構成。
- 『第2版 家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務』(2014年7月刊)における第4編「遺言執行者」部分を書式・改正法部分を含め大幅加筆し、全面改訂。

<内容見本>

108 第5章 遺言の解説

設例5-2 遺金の一部を限定した遺言の解説

被相続人Aは、「M銀行のうち200万円を長女に与え、残りは二女に贈る」と記載した自筆証書遺言を捺したが、Aの死亡時には、M銀行の残額が500万円にすぎず、ほかには現金とS銀行の預金があった。遺言書をどのように解釈するべきか。

【解説】

本件遺言は、M銀行を限定して、M銀行の200万円は長女に、M銀行の残りの300万円については二女に取扱されるという意味であり、現金、S銀行の預金は射程外で分離の対象となるとみるのか、それともM銀行の200万円のみ長女に取扱うせM銀行の残り300万円のか、現金及びS銀行の預金は全て二女に取扱われるものであり、遺言分割割の対象ではないという意味なのか問題となる。

本件は、遺言書作成時の事情及び遺言者の意思がわかつていた状況、被相続人と長女、二女の関係などを考慮して遺言者の意思を探求するしかない。

(2) 遺贈と言えるか否かが問題となった事例

設例5-3 「与える」や「譲る」の解説

自筆証書遺言において、「財産を〇〇に与える」、「一切の財産を〇〇に譲る」と記載している場合、前記文言をどのように解釈するべきか。

【解説】

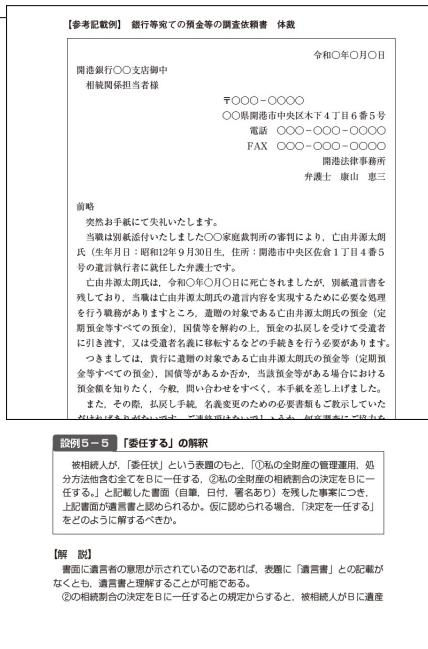
「与える」や「譲る」は、遺贈ないし相続させる旨の遺言であると解される。最高裁判所和30年9月10日(民集9巻9号657頁)は、「譲る」にして、遺贈の遺言と解釈している。

設例5-4 「まかせる」の解説

自筆証書遺言において、「財産について〇〇にまかせる」「相続について〇〇にまかせる」「財産について〇〇にまかせる」との用語がある場合、前記文言を遺嘱と解釈するのか。

【解説】

被相続人に對し、「すべてまかせる」と記載されている自筆証書遺言につき、被



設例7-1 遺贈による権利変動と対抗問題

被相続人Aは、「甲地をDに譲る」との公正証書遺言を残して死亡した。相続人Bは甲地をCに売却し、AからB、BからCへの所有権移転登記を経由した。受贈者Dは、Cに対し甲地の所有権を主張することができるか。



2 特定遺贈の執行

(1) 改正前民法における解説

民法987条は、遺贈義務者につき、遺贈の履行をする義務を負う者と定義していたが、遺贈義務者と遺言執行者の権限との関係等が規定上必ずしも明確ではないと指摘されていた。

この点に因し、判例(第二小判昭和43年5月31日民集22卷5号1137頁)は、特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者のみが遺贈義務者となると判示していた。

(2) 改正法の趣旨

民法1012条2項は、この判例を明文化し、特定遺贈がされた場合において、第一義的には相続人が遺贈義務者となるが、遺言執行者があるときは、遺贈の履行は遺言執行者のみが行うことができる規定とした。

【注意点】 施行日前に相続が開始された場合

施行日以後に遺言執行者となつた者であれば、改正法が施行されても、遺言執行者の法的地位を不利益に変更することにはならないから、施行日前に開始した相続に因し、施行日以後に遺言執行者となる者には適用されない。

<目次>

第1章 遺言の執行と遺言執行者の選任(総論)
第2章 遺言執行者の法的性格
第3章 遺言執行の準備
第4章 遺言の有効性の検討
第5章 遺言の解釈
第6章 遺言執行者の権限
第7章 遺贈の執行

第8章 特定財産承継遺言・相続分の指定等の執行
第9章 遺言執行者による執行事務の態様
第10章 法定遺言事項と遺言執行者の職務
第11章 法定遺言事項以外の遺言と遺言執行者の職務
第12章 他の制度と遺言執行者の職務
第13章 遺言執行者の地位の喪失

(収録内容は変更の場合があります)

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp
ツイッターID:@nihonkajo